

第2期教育振興基本計画の記述に関する論点（案）

(論点①) 教育行政の在り方について

【第2期基本計画(審議経過報告)における関係記述】

今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点(P29)

- 教育行政を推進するに当たっては、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上などを図りつつ、各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、教育現場における主体性を引き出し、創意工夫を一層促すための環境を整備することが重要である。
- 国は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うものである。
- 一方、地方公共団体は、団体自治、住民自治の基本原則に根ざし、広域的な調整、学校等の設置者として教育の実施について直接的な責任を負うものである。

基本施策22-1 地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立(P91)

- ・ 教育委員の選任や教育委員会会議の運営上の工夫、教育委員の積極的な活動、自己点検評価の質的向上、首長との連携の促進等により教育委員会の活性化を図るとともに、「地域とともにある学校」を支える主体的かつ機動的な教育行政の一層の実現に向け、地方公共団体や教育関係者等の理解を得つつ、改革方策の検討を進める。
- ・ 全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する観点から、市町村教育委員会の教育事務の共同処理等による体制整備・充実の促進を図るとともに、県費負担教職員の人事権の移譲について条例により都道府県の事務を市町村が行うことができる事務処理特例制度を活用した取組の状況も踏まえ、小規模市町村を含めた地方公共団体等の関係者の理解を得つつ、引き続き検討する。

【検討課題】

- 教育委員会には、
 - ・ 権限と責任の所在が不明確である
 - ・ 地域住民の意向を十分に反映していない
 - ・ 教育委員会の審議が形骸化している
 - ・ 合議体故に、迅速さ、機動性に欠けるといった課題が指摘。
- 地方において、法令違反や児童生徒の生命身体、教育を受ける権利を侵害する重大な事態が発生した場合の国の責任の果たし方が不十分ではないか、との指摘もある。
- このような点を踏まえ、責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるような教育委員会の抜本的な改革や、国の責任の果たし方に関する検討について、計画にどのように位置付けるか。

【参 考】

(これまでの主な取組)

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正

<平成11年改正>

- 教育長の任命承認制度の廃止

<平成13年改正>

- 教育委員会会議の原則公開
- 教育行政に関する相談窓口の明示

<平成16年改正>

- 学校運営協議会を設置可能に

<平成19年改正>

- 教育委員会の責任体制の明確化
- 教育委員会の点検・評価を明確化
- 教育委員への保護者の選任の義務化
- 指導主事の設置の努力義務化等、市町村教育委員会の体制の充実
- 是正の要求の方式、是正の指示について規定

(2) 教育委員会に対する指導・助言

- 各教育委員会に対し、
 - ・ 積極的な情報公開や情報発信
 - ・ 地教行法に定める自己点検・評価の実施、結果の公表・議会への提出
 - ・ 近隣の市町村と協力した事務処理体制の充実
 - ・ 教育委員や教育長の適材確保
- などについて指導・助言（平成20年～現在）

(現状データ)

教育委員の状況 (平成23年5月1日現在 出典：教育行政調査 (中間報告))

		都道府県	市町村
平均年齢		59.5歳	59.3歳
職 種	医師、教員等	40.9%	23.6%
	会社役員等	44.8%	18.9%
	農林漁業等	0.4%	9.6%
	商店経営等	0%	6.9%
	その他	1.8%	5.6%
	無職	12.1%	35.3%
教職経験者の割合		22.4%	28.3%

教育長の状況 (平成23年5月1日現在 出典：教育行政調査 (中間報告))

	都道府県	市町村
平均年齢	60.5歳	63.4歳
行政経験者の割合	61.7%	32.2%
教育行政経験者の割合	76.6%	78.7%
教職経験者の割合	34.0%	69.8%

- ・教育委員会会議の開催回数 (年間開催回数) :
都道府県・指定都市教育委員会 : 29.2回 (平成23年)
市町村教育委員会 : 15.3回 (平成23年)
- ・教育委員会と首長の意見交換会を開催した教育委員会 :
都道府県・指定都市教育委員会 : 43.9% (平成23年)
市町村教育委員会 : 33.4% (平成23年)
- ・保護者や地域住民の意見等を聴取し、意見交換を行った (公聴会等) 教育委員会 :
都道府県・指定都市教育委員会 : 57.6% (平成23年)
市町村教育委員会 : 32.3% (平成23年)
- ・教育委員が学校等を訪問した教育委員会 :
都道府県・指定都市教育委員会 : 100.0% (平成23年)
市町村教育委員会 : 98.7% (平成23年)
- ・自教育委員会で行った教育委員に対する研修 (年間開催回数) :
都道府県・指定都市教育委員会 : 6.7回 (平成23年)
市町村教育委員会 : 4.6回 (平成23年)
- ・教育委員会会議の議事録の公開状況 :
都道府県・指定都市教育委員会 : 98.5% (平成23年)
市町村教育委員会 : 47.8% (平成23年)

(教育委員会制度の概要)

1. 教育委員会制度の意義

① 政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

② 継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

③ 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

2. 教育委員会制度の仕組み

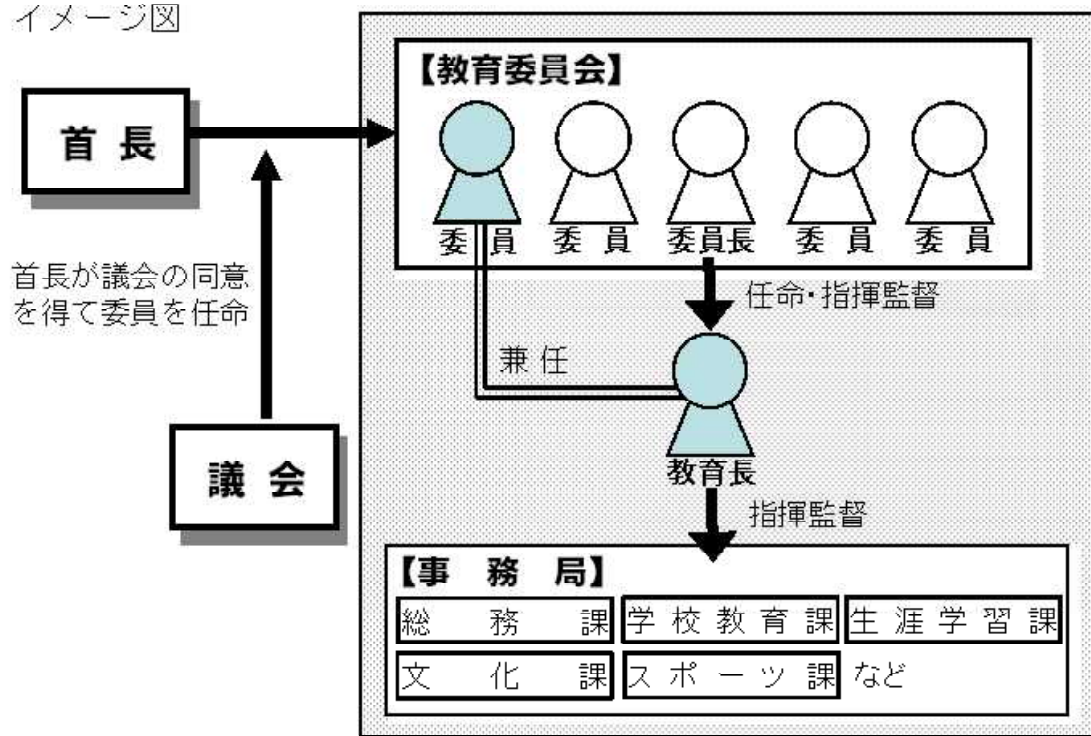
○教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。

○教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。

○教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可。

○教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。

※ イメージ図



(論点②) 全国学力・学習状況調査について

【「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」における記述】

基本施策6-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等 (P46)

- ・ 全国学力・学習状況調査について、経年変化分析や経済的な面も含めた家庭の状況と学力等の状況の把握・分析等が可能な「きめ細かい調査」を組み入れるなど調査の充実を図るとともに、調査結果を活用した、教育委員会や学校等における教育施策や教育指導の充実・改善に向けた一層の取組を促す。

【検討課題】

- 国として、すべての子どもたちの学力向上を図るためには、すべての市町村・学校等において、全国的な状況との比較による課題把握、指導改善等を行う機会を継続的に提供することは重要との指摘。
- 平成24年度の抽出調査においても抽出調査対象校と希望利用校を合わせた割合は全対象学校の8割を超えており、さらに、教育委員会からも全数調査実施の要望が多い。
- このような点を踏まえ、全数調査を継続的に実施することについて、計画にどのように位置付けるか。

【参 考】

（これまでの主な取組）

<対象学年、教科>

小学校第6学年（国語、算数）、中学校第3学年（国語、数学）

※平成24年度は理科を追加

- 平成19～21年度 悉皆調査で実施
- 平成22年度 抽出調査（抽出率約30%）及び希望利用方式で実施
- 平成23年度 抽出調査及び希望利用方式で実施予定だったが、東日本大震災等の影響を考慮し、実施を見送り。
- 平成24年度 抽出調査（抽出率約30%）及び希望利用方式で実施
- 平成25年度 「きめ細かい調査」を実施予定

◆本体調査

- ・調査日：平成25年4月24日（水）
- ・調査対象：対象学年（小6、中3）の全児童生徒

◆追加調査

- ・経年変化分析調査（抽出） 同一問題による厳密な経年変化分析
- ・保護者に対する調査（抽出） 家庭状況等の把握
- ・教育委員会に対する調査（全数） 効果のある施策の把握

（現状データ）

全国学力・学習状況調査の参加状況（平成24年度）

抽出対象校と希望利用校を合わせた参加割合：81.2%
（小学校：81.6%、中学校：80.4%）

全国学力・学習状況調査の今後の在り方等に関する地方公共団体の意見等についての調査結果（抜粋）

調査対象：全都道府県教育委員会、全市町村教育委員会
調査時点：平成22年5月～8月

○調査の実施方式について【国語、算数・数学】（%）

	抽出のみがよい	抽出+希望利用がよい	悉皆がよい
都道府県	2.1	21.3	70.2
市町村	21.7	25.3	47.7

(論点③) 6・3・3・4制の在り方について

【「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」における記述】

基本施策1-4 学校間連携の推進 (P33)

- ・ …幼小連携の取組を促進する。
- ・ …教育課程の基準の特例、小中連携コーディネーターや小中連携・一貫教育実践マニュアル（仮称）の活用等を図りながら、…小中一貫教育の取組を促進する。
- ・ 中高一貫教育校においては、…特色ある優れたカリキュラムの開発などを通じて、…中高一貫教育の取組を促進する。

基本施策9-2 高大接続・連携教育の改善 (P55)

- ・ …飛び入学や高大連携に係るカリキュラム開発、授業改善等の各種の取組…。

基本施策13-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進 (P67)

- ・ 各高等学校・大学において、…飛び入学や高大連携に係るカリキュラム開発、授業改善等の各種の取組を適切かつ総合的に活用…。

特に高校と大学の接続については、飛び入学に関して、制度の活用を図り、各大学における積極的な取組を引き続き促すとともに、高等学校段階における早期の卒業を認める制度の検討などを図る。

基本施策12-3 各学校段階における職業教育の取組の推進 (P63)

- ・ …高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を進める。

【検討課題】

- いわゆる「小1プロブレム」「中1ギャップ」など、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、課題が多く現れる傾向。
- また、意欲・能力のある子どもへのハイレベルな学習機会の提供や学力定着等に課題が見られる子どもへの支援を含め、一人一人の能力を最大限に伸ばす観点をより重視していくことが必要との指摘。
- さらに、知識・技能や人材需要の高度化、職業の多様化等が進む中、人々が自らの能力、志向、適性にふさわしい学習の場を選択できる環境の充実が必要との指摘。
- このような点を踏まえ、子どもの成長に応じた柔軟な教育システムや、多様な選択を可能とする教育体系を構築するなどの観点からの6・3・3・4制の在り方に関する検討について、計画にどのように位置付けるか。

【参 考】

（これまでの主な取組）

- 高校に総合学科を導入（平成6年）
- 数学又は物理の分野に限定して大学への飛び入学を制度化（平成9年）、対象分野の制限を撤廃（平成13年）
- 中高一貫教育制度を導入（平成11年）
- 専修学校専門課程修了者の大学等への編入学を制度化（平成10年）
- 教育課程特例校制度の導入（小中連携の取組等の促進）（平成20年）
- 幼小の円滑な接続について、新幼稚園教育要領、新小学校学習指導要領に規定（平成20年）
- 大学入学時期の弾力化（平成20年）

（現状データ）

- ・ 幼・小接続の取組が行われている自治体の割合：
 - 都道府県教育委員会： 23%（平成21年）
 - 市町村教育委員会： 20%（平成21年）
- ・ 小中連携の取組を行っている研究開発学校：
52件、250校（平成13～23年度）
- ・ 小中連携の取組を行っている教育課程特例校：
43件、983校（平成24年）
- ・ 中高一貫教育学校： 441校（平成24年）
- ・ 総合学科（高等学校）： 352校（平成24年）
- ・ 大学への飛び入学： 6大学、101名（平成24年までの延べ数）

(論点④) 高等学校段階での学習の到達度を把握する共通的な調査の仕組み及び大学入試制度の在り方について

【「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」における記述】

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実(基本的な考え方) (P32)

- ・ 高等学校段階においては、生徒の学力の状況を多面的・客観的に把握する様々な仕組みを構築するとともに、各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき人材像に応じたきめ細かい施策を講じる。

基本施策1-3 高等学校教育の改善・充実 (P33)

- ・ 高等学校において、全ての生徒に共通して身に付けさせる能力の明確化を図るとともに、各学校において、地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき人材像及び修得すべき内容を明らかにし、その内容を確実に修得させ、それを前提として修得状況を明らかにする。

基本施策9-1 点からプロセスによる質保証システムへの転換 (P55)

- ・ 「点からプロセスによる質保証」を構築するため、平成24年夏を目途に中央教育審議会において検討を開始し、審議状況を見極めつつ、知識を活用するための思考力や判断力等をより重視する新しいタイプの問題や選抜方法の研究開発に着手し、その後導入することや、英語については、TOEFL等において一定の点数を取得した者には、入試で英語科目を免除する等のそれぞれの大学の取組を促進する。

【検討課題】

- 高等学校教育については、生徒の多様な学習ニーズに応えるため、様々な教育制度改革を進めてきたが、その中で学習時間の減少、学習意欲の減退などの課題が指摘。このため、多様な高等学校の在り方を前提としつつも、高等学校と大学の接続の観点も含め、教育の質の保証等に本格的に取り組むことが喫緊の課題。
- また、大学入試については、グローバル化が進展するなかで、知識偏重の学力検査を改善し、入試の多様化を進めるとともに、AO・推薦入試においても確実な学力把握をする必要があるとの指摘。
- このような点を踏まえ、高等学校段階での学習の到達度を把握する共通的な調査の仕組みや、これを活用した入試など大学入試制度の在り方に関する検討について、計画にどのように位置付けるか。

【参 考】

（これまでの主な取組）

- 入試方法の多様化（平成元年度入試～）及び評価尺度の多元化（平成4年度入試～）の促進
- 入学者受入れ方針の公表を義務化（平成23年）
- A0・推薦入試においても基礎的な学力把握の促進（平成23年度入試～）

（現状データ）

- ・ 高校生（2年生）の家庭における平日の学習時間の推移

	平成2年	平成18年	平成18年－平成2年
偏差値55以上	114.9分	105.1分	－9.8分
偏差値50～55	112.1分	60.3分	－51.8分
偏差値45～50	89.2分	62.0分	－27.2分
偏差値45未満	49.5分	43.2分	－6.3分

（出

典）Benesse 教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

- ・ A0入試・推薦入試等による大学入学者の割合
平成12年度34.2%→平成24年度43.3%
- ・ A0・推薦入試を実施する大学において何らかの学力把握措置を実施している割合（平成24年度入試） A0入試93%、推薦入試95%

(論点⑤) 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度について

【「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」における記述】

基本施策16-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減 (P75)

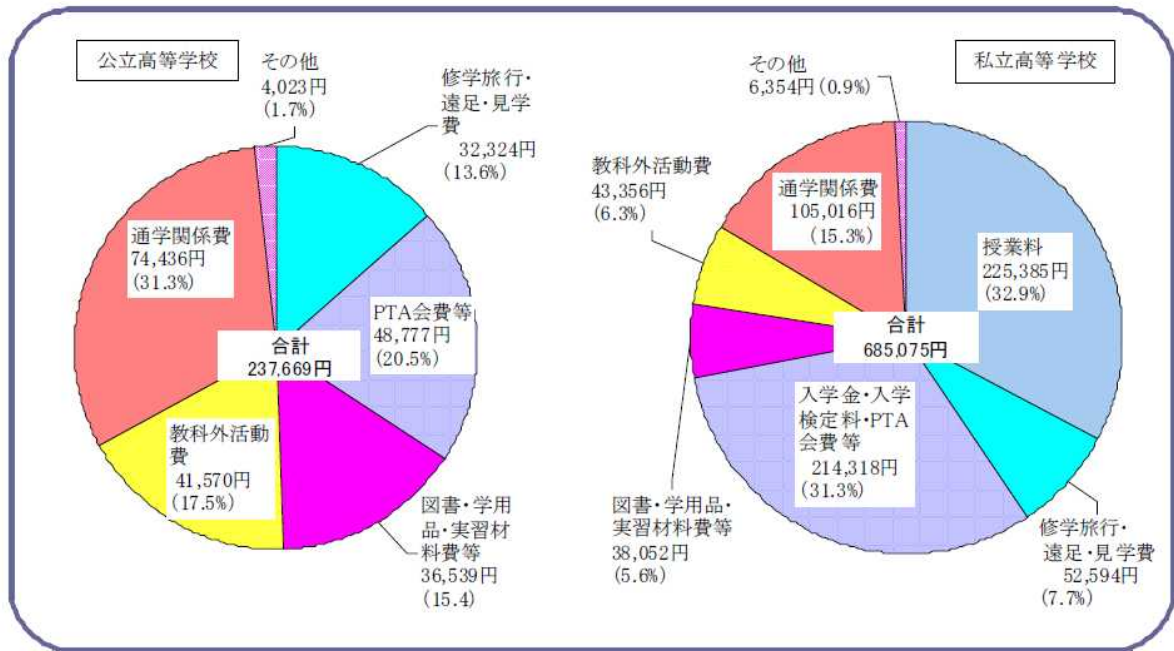
- ・ 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、特に低所得世帯においてなお教育費負担が過大となっている現状を踏まえ、都道府県が実施する高校奨学金事業について、平成24年度から高校生修学支援基金の取崩しの条件とした所得連動返済制度の導入を都道府県に対し引き続き働きかけるなど、高等学校等に係る教育費負担の軽減に取り組む。

【検討課題】

- 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度については、法律の施行から3年経過後の見直し規定が存在。
- また、現在も、低所得層においては授業料以外の経費が大きな負担となっており、公私間の学納金格差もある状況。限られた財源の下、これらの課題に重点的に対応するためには、所得制限を設けるべきではないかとの指摘も存在。
- このような点を踏まえ、高等学校等に係る修学支援の充実を図る観点から総合的な見直しを行うことについて、計画にどのように位置付けるか。

【参 考】

○高等学校（全日制）の学校教育費



※私立高等学校の授業料は、家庭が負担する授業料額のことであり、学則等で定められた授業料額ではない。

(出典) 平成22年度子どもの学習費調査 (平成24年2月)

○私立高等学校（全日制）の生徒納付金平均額の推移

(金額単位:円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
授 業 料	354,731	371,950	376,588	378,624
対前年度増減率	0.9%	4.9%	1.2%	0.5%
施設整備費等	188,533	174,207	170,758	170,370
対前年度増減率	0.6%	△7.6%	△2.0%	△0.2%
計	543,264	546,157	547,346	548,994
対前年度増減率	0.8%	0.5%	0.2%	0.3%

(出典) 平成24年度私立高等学校等授業料等の調査結果

公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金

(前年度補正後予算額 3,959億円)
平成25年度改要求額 3,950億円

趣 旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。

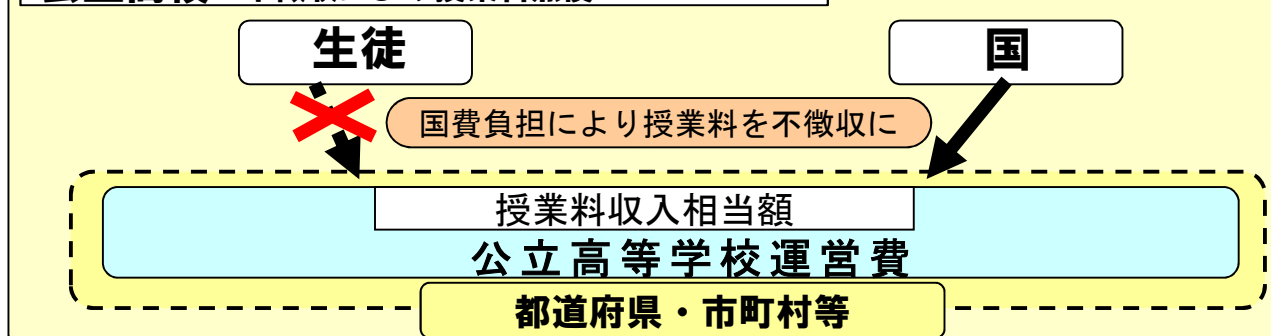
制度概要

- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの
- 公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、従来の授業料に相当する経費を地方公共団体に対して国費により負担
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額を1.5～2倍した額を上限として助成する

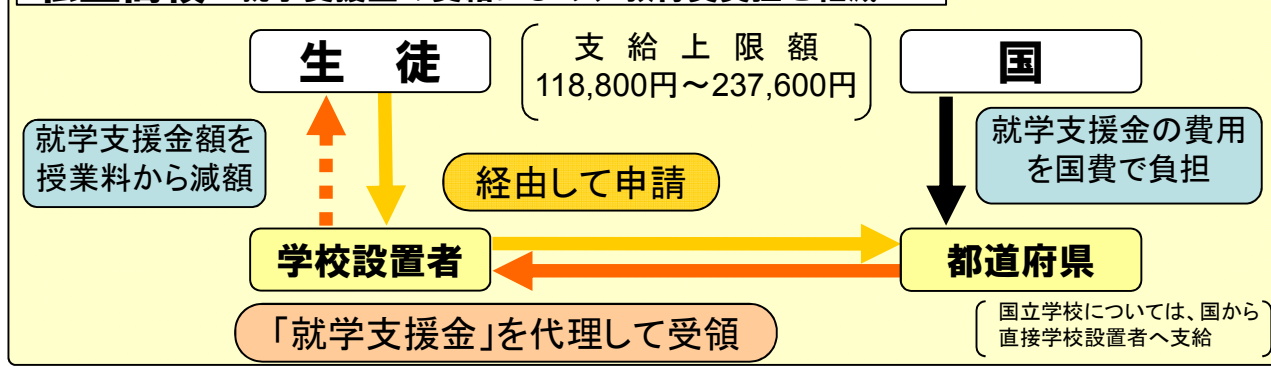
年収250万円未満程度*	237,600円(2倍)
年収250～350万円未満程度*	178,200円(1.5倍)

【*両親と子ども2人の世帯の場合を想定】

公立高校－不徴収により授業料無償－

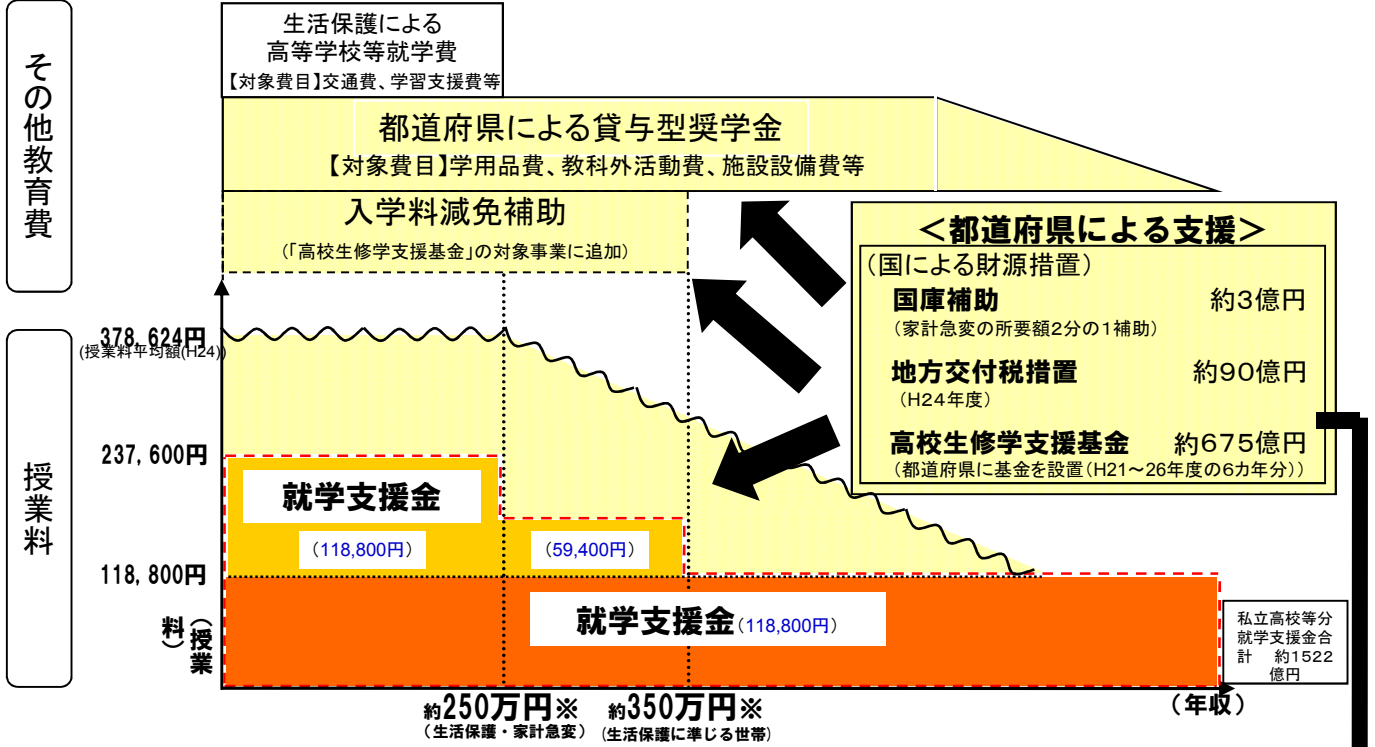


私立高校－就学支援金の支給により、教育費負担を軽減－



※附則において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」とされている。

私立高校



※ 収入については、市町村民税所得割で判断する。年収は、4人(両親と子ども2人)の世帯の場合の例

公立高校

